

2026 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(科目名:行政法)

(法学研究科)

2025 年 9 月 13 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の【事例】を読んで、設問に答えなさい。

【事例】

A社は、マンションの建設を請け負う建築業者である。令和5年6月、A社が完成させたマンションの一室で床が抜けるという事故（以下「本件事故」という）が発生した。幸いにして死傷者は生じなかった。調査の結果、床の構造部分の強度が不足していたことが判明した。この事態を受け、国土交通大臣は、A社に意見陳述の機会を与えることなく、さらに、指示処分を介すことなく、建設業法第28条3項に基づき、A社に対して建設業務停止14日間の処分（以下「本件処分」という）を下した。同処分の通知書には、「建設業法第28条第1項第1号に該当するので、同法第28条第3項に基づき、令和5年9月1日から令和5年9月14日まで14日間建設業務の停止を命ずる。」と記載されていた。

その後、B社が製造した建築資材が使用された他の建設現場において同様の事故が発生し、本件事故もB社が製造した同じロットの建築資材が原因であったことが判明した。B社は、自社の製造工程に重大な問題があったことを認め、A社に対して謝罪するとともに補償を申し出る旨の顛末書を送付した。A社は、令和5年12月に、国土交通大臣に対してこの顛末書を提出し、本件処分の取消しを求めた。しかし、国土交通大臣は、本件処分の時点では建築資材が原因であったことは判明しておらず、A社の施行に問題があったことに違いはないこと、また、すでに建設業務の停止期間が終了しており、処分を取り消す実益がないことを理由に、取消しを拒否した。そこで、A社は令和6年1月15日に、本件処分の取消訴訟を提起した。

設問 以下の各問いに答えよ。

- 問1 A社は、本件処分の取消訴訟において、国土交通大臣における行政手続法違反についてどのような主張を行うことが考えられるか。適用条文を挙げつつ、その内容を説明しなさい。
- 問2 A社は、本件処分の取消訴訟において、国土交通大臣における建設業法違反についてどのような主張を行うことが考えられるか。【資料】に掲記した建設業法（抜粋）および建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（抜粋）を参照しつつ、その内容を説明しなさい。
- 問3 国土交通大臣の主張（「すでに業務停止期間が終了しており、処分を取り消す実益がない」）にもかかわらず、本件処分の取消訴訟を維持するためには、A社は裁判所に対しどのような主張をすればよいだろうか。建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（抜粋）を参考にして検討しなさい。

2026 年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(法学研究科)

(科目名:行政法)

2025 年 9 月 13 日(土)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【資料】

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）抜粋

（指示及び営業の停止）

第 28 条 国土交通大臣…は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合…においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。…

一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二～九 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣…は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項…の規定による指示に従わないとき…は、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～7 （略）

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（最終改正令和 5 年 3 月 3 日国不建第 578 号）抜粋

一 趣旨 （略）

二 総則

1～4 （略）

5 不正行為等を重ねて行った場合の加重

（1）営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業者が、当該営業停止の期間の満了後 3 年を経過するまでの間に再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

（2） （略）

6・7 （略）

三 監督処分の基準

1 基本的考え方

（1）建設業法第 28 条第 1 項各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

（2）・（3） （略）

2 具体的基準

（1）公衆危害 建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために、公衆に死亡者又は 3 人以上の負傷者を生じさせたことにより、その役職員が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合は、7 日以上営業停止処分を行うこととする。それ以外の場合であつて、危害の程度が軽微であると認められるときには、指示処分を行うこととする。

また、建設業者が建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼすおそれが大であるときは、直ちに危害を防止する措置を行うよう勧告を行うこととし、必要に応じ、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7 日以上とする。

なお、違反行為が建設資材に起因するものであると認められるときは、必要に応じ、指示処分を行うこととする。

（2）～（8） （略）